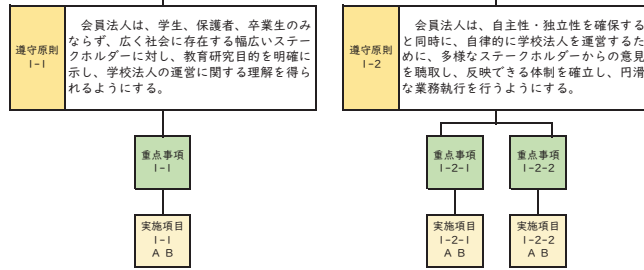


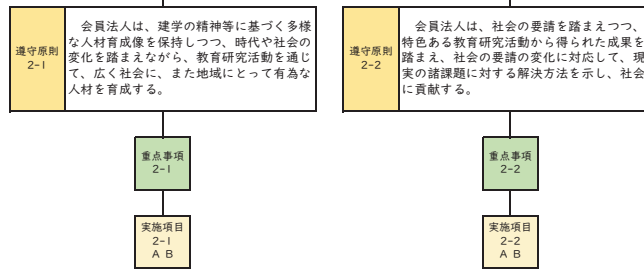
『日本私立大学連盟 私立大学ガバナンス・コード【第2.1版】』体系図

- 基本原則** : 遵守すべき内容であり、当法人への報告義務を有する。
- 遵守原則** : 遵守すべき内容であり、当法人への報告義務を有する。「基本原則」を遵守するために必要な内容である。
- 重点事項** : 「遵守原則」の遵守状況を判断するための指針となる。「遵守原則」を他の方策で遵守している場合、その当該方策の内容を当法人に報告する。
- 実施項目** : 「重点事項」を達成するための具体的項目であり、多くの会員法人に共通する実効的な取組例(A)とガバナンス向上のために推奨される取組例(B)という2種類で区分表示される。そのすべてを「ボックスティックング(形式主義的にコードを利用すること)」的に実施することを意図するものではない。A、B以外の方法でも重点事項の達成は可能であり、これ以外の取組を排除するものではない。他の方法で「重点事項」を達成できている場合、その当該取組の内容を当法人に報告する。

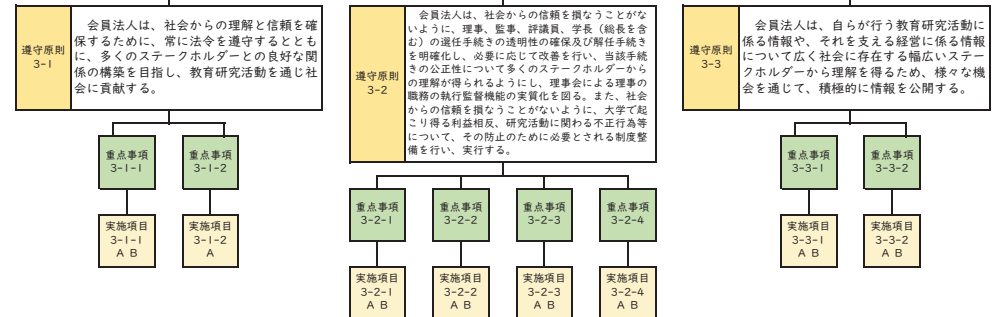
基本原則 「1. 自律性の確保」
 会員法人は、私立大学としての多様な教育研究活動を実現するため、それぞれの寄附行為、建学の精神等の基本理念に沿って、自主性、独立性を確保すると同時に、自律的に学校法人を運営する必要がある。



基本原則 「2. 公共性の確保」
 会員法人は、わが国の将来を担う多様な人材を育成するとともに、教育研究活動とそこから得られた成果を通じて社会や地域に貢献し、その要請に応える必要がある。



基本原則 「3. 信頼性・透明性の確保」
 会員法人は、私立大学の有する公共性に鑑み、健全な大学運営について、学生、保護者、教職員のみならず広く社会からの信頼を得られるよう、説明責任を果たすと同時に、透明性の確保に努める必要がある。



基本原則 「4. 継続性の確保」
 会員法人は、それぞれの建学の精神等の基本理念に基づき、その使命を果たすため、大学における教育研究活動の維持、継続及び発展に努める必要がある。

